青梅都市計画高度地区の変更 (案)

(1)都市計画の案の理由書	•	•	•	•	1
(2)計画書	•	•	•	•	2
(3)総括図	•	•	•	•	3
(4)計画図	•	•	•	•	4
(索引図および変更箇所図面のみ抜粋)					

都市整備部都市計画課

都市計画の案の理由書

1 種類・名称青梅都市計画高度地区

2 理 由

昭和43年の都市計画法の制定以降、東京都全域を対象とした用途地域の見直しを、法改正や上位計画策定等に伴い、昭和48年、昭和56年、平成元年、平成8年、平成16年に、目指すべき市街地像を実現するため行ってきた。

前回の見直しから約19年が経過している中で、道路の整備による 地形地物の変更(変化)などが多く発生したことにより、用途地域等 の指定状況と現況との不整合などがみられることから、今回、これに 伴う用途地域等の変更を一括して実施することとした。

このような背景を踏まえ、青梅都市計画用途地域の変更に伴い、市 街地環境と土地利用上の観点から検討した結果、面積約350平方メ ートルの区域について、高度地区を変更するものである。 青梅都市計画高度地区の変更(青梅市決定) 都市計画高度地区を次のように変更する。

面積欄の()内は変更前を示す。

	種類	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
〔最高限度〕	第1種 高度地区	約 ha 1044.9 (1044.9)	建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5mを加えたもの以下とする。	
	第2種 高度地区	約 ha 633.3	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5mを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8mを超える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものの0.6倍に15mを加えたもの以下とする。	
	第3種 高度地区	約 ha 41.0	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10mを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8mを超える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものの0.6倍に20mを加えたもの以下とする。	
	10m 第 2 種 高度地区	約 ha 29.2 (29.2)	1 建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ)は、10m以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5mを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8mを超える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものの0.6倍に15mを加えたもの以下とする。	
	12m 第 2 種 高度地区	約 ha 271.1	1 建築物の高さは、12m以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5mを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8mを超える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものの0.6倍に15mを加えたもの以下とする。	
	12m第3種 高度地区	約 ha 1.3	1 建築物の高さは、12m以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10mを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8mを超える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものの0.6倍に20mを加えたもの以下とする。	
	合計	約 ha 2020. 8 (2020. 8)		

1 制限の緩和

この規定の適用の緩和に関する措置は、次の各号に定めるところによる。ただし、第 2号の規定については、北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の 高さの最高限度が定められている場合において、その高さを算定するときに限る。

- (1) 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するもの(以下「水面等」という。)がある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面等がある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。
- (2) 敷地の地盤面が北側の隣地(北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。)の地盤面(隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。)より1メートル以上低い場合においては、当該隣地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。
- 2 一定の複数建築物に対する制限の特例

一団地内に2以上の構えをなす建築物を総合的設計によって建築する場合又は一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として総合的見地からした設計によって当該区域内に建築する場合において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項又は第2項(第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により同一敷地内にあるものとみなされるこれらの建築物は、この規定を適用する場合においては、同一敷地内にあるものとみなす。

3 既存不適格建築物等に対する適用の除外

この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が当該規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。

4 許可による特例

次の各号の一に該当する建築物で特定行政庁(当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。以下同じ。)が許可したものについては、この規定は適用しない。この場合においては、特定行政庁は、第2号又は第3号に該当するものについて許可するときは、あらかじめ建築審査会の同意を得るものとする。なお、第2号の規定は、10m第2種高度地区、12m第2種高度地区、12m第3種高度地区については適用しない。

- (1) 都市計画として決定した一団地の住宅施設に係る建築物で土地利用上適当と認められるもの。
- (2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第136条に定める敷地内空地及 び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で市街地の環 境の整備改善に資すると認められるもの。
- (3) その他公益上やむを得ないと認め、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物。

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由:用涂地域の変更に伴い、市街地環境と土地利用の観点から検討した結果、高度地区を変更する。

変更概要

最

高

狠

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
青梅市 柚木町二丁目地内	10m 第 2 種高度地区	第1種高度地区	約 ha 0.0 (2 ㎡)	
青梅市 柚木町二丁目地内	第1種高度地区	10m 第2種高度地区	約 ha 0.0 (350 ㎡)	

N





